

鉄道警察隊の事件、事故等引継要領

昭和62年4月1日

埼例規第20号・鉄警

警察本部長

鉄道警察隊の事件、事故等引継要領の制定について（例規通達）

みだしの要領については、埼玉県警察鉄道警察隊に関する訓令（昭和62年埼玉県警察本部訓令第6号）第28条第2号の規定に基づき、別添のとおり制定し、昭和62年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

鉄道警察隊の事件、事故等引継要領

第1 趣旨

この要領は、地域部鉄道警察隊が取り扱う事件、事故等について、所轄警察署への迅速、適正な引継ぎを図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 事件、事故等の引継ぎ

事件、事故等の引継ぎは、別表に基づき、取扱事件等引継書（別記様式）により行うものとする。

第3 引継ぎ上の留意事項

- 1 鉄道警察隊長は、事件、事故等の発生が鉄道施設であるという特殊性にかんがみ、その引継ぎに当たっては、迅速、適正に行うものとする。
- 2 鉄道警察隊長は、2以上の警察署に関連する事件、事故等が発生した場合で、いずれの警察署に引き継ぐか疑義のあるときは、警察本部主管課長と協議の上、引き継ぐものとする。
- 3 鉄道警察隊長は、必要があると認めたときは、引き継いだ事件、事故等の処理結果等について、関係警察署長に照会するものとする。

実施日

この例規通達は、昭和62年4月1日から実施する。

実施日（昭和63年12月20日埼例規第47号・鉄警）

この例規通達は、昭和64年1月1日から実施する。

実施日（平成元年11月30日埼例規第56号・会・鉄警）

この例規通達は、平成元年12月1日から実施する。

実施日（平成4年8月31日埼例規第55号・務）

この例規通達は、平成4年9月1日から実施する。

実施日（平成5年7月30日埼例規第50号・鉄警）

この例規通達は、平成5年8月1日から実施する。

実施日（平成10年3月31日埼例規第28号・務）

この例規通達は、平成10年4月1日から実施する。

実施日（平成11年9月7日埼例規第59号・務）

この例規通達は、平成11年9月10日から実施する。

実施日（平成16年3月1日捜三第486号）

この通達は、平成16年3月6日から実施する。

種別		内容	警 ら ・ 警 戒 時	列 車 警 乗 時
被 疑 者 の 逮 捕 事 件	現行犯逮捕 疑者	原則として、逮捕地を管轄する警察署の司法警察員に引致するとともに、証拠品、関係書類を引き継ぐものとする。		原則として、列車進行方向次の停車駅を管轄する警察署の司法警察員に引致するとともに、証拠品、関係書類を引き継ぐものとする。
	緊急逮捕被 疑者		同 上	同 上
	通常逮捕被 疑者	逮捕状を緊急執行した場合には、原則として、令状による引致警察署の司法警察員に引致するとともに、証拠品、関係書類を引き継ぐものとする。		逮捕状を緊急執行した場合には、原則として、令状による引致警察署の司法警察員に引致するとともに、証拠品、関係書類を引き継ぐものとする。
	私人による 現行犯逮捕 被疑者	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として、逮捕地を管轄する警察署の司法警察員に引致するとともに、証拠品、関係書類を引き継ぐものとする。 2 逮捕者については、引致警察署まで同行するものとする。 3 目撃者等参考人については、引致警察署まで同行を求めるか、事後に備えて、人定及び連絡先を確認するものとする。 		<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として、列車進行方向次の停車駅を管轄する警察署の司法警察員に引致するとともに、証拠品、関係書類を引き継ぐものとする。 2 逮捕者については、引致警察署まで同行するものとする。 3 目撃者等参考人については、引致警察署まで同行を求めるか、事後に備えて、人定及び連絡先を確認するものとする。
任意検挙事件		原則として、検挙地を管轄する警察署に、被疑者、証拠品、関係書類を引き継ぐものとする。		原則として、列車進行方向次の停車駅を管轄する警察署に被疑者、証拠品、関係書類を引き継ぐものとする。

(少年事件等)

犯罪少年	<p>1 逮捕事件 原則として、逮捕地を管轄する警察署の司法警察員に引致するとともに、証拠品、関係書類を引き継ぐものとする。</p> <p>2 任意検挙事件 原則として、検挙地を管轄する警察署に、少年、証拠品、関係書類を引き継ぐものとする。</p>	<p>1 逮捕事件 原則として、列車進行方向次の停車駅を管轄する警察署の司法警察員に引致するとともに、証拠品、関係書類を引き継ぐものとする。</p> <p>2 任意検挙事件 原則として、列車進行方向次の停車駅を管轄する警察署に、少年、証拠品、関係書類を引き継ぐものとする。</p>
触法少年	<p>通告、非通告事案を問わず、原則として、補導地を管轄する警察署に、少年、証拠品、関係書類を引き継ぐものとする。</p>	<p>通告、非通告事案を問わず、原則として、列車進行方向次の停車駅を管轄する警察署に、少年、証拠品、関係書類を引き継ぐものとする。</p>
ぐ犯少年	<p>送致、通告、調査事案を問わず、原則として、補導地を管轄する警察署に、少年、関係書類を引き継ぐものとする。</p>	<p>送致、通告、調査事案を問わず、原則として、列車進行方向次の停車駅を管轄する警察署に、少年、関係書類を引き継ぐものとする。</p>
不良行為少年	<p>少年補導票を作成し、補導地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。</p>	<p>少年補導票を作成し、補導地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。</p>
要保護少年	<p>原則として、補導地を管轄する警察署に、少年、関係書類を引き継ぐものとする。</p>	<p>原則として、列車進行方向次の停車駅を管轄する警察署に、少年、関係書類を引き継ぐものとする。</p>

<p>交通法令違反事件</p>	<p>1 逮捕事件 原則として、逮捕地を管轄する警察署の司法警察員に引致するとともに、証拠品、関係書類を引き継ぐものとする。</p> <p>2 任意検挙事件 交通切符又は交通反則切符で処理し、原則として、発生地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。</p>		
<p>交通事故</p>	<p>人身事故</p>	<p>負傷者の救護、現場保存、関係者の確保、報告連絡等の措置を講じた後、発生地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。</p>	
	<p>物件事故</p>	<p>現場保存、関係者の確保、報告連絡等の措置を講じた後、発生地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。</p>	
<p>保護</p>	<p>原則として、保護地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。</p>	<p>原則として、列車進行方向次の停車駅を管轄する警察署に同行引き継ぎを行うものとする。</p>	

別記様式 (第2関係)

					整理番号第	号
隊長	副隊長	隊長補佐	特務係長	当務係長	取扱事件等引継書	
件名		(<input type="checkbox"/> 身柄 <input type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> 記録)				
引継ぎ日時		月 日 午 前後 時 分				
引継ぎ取扱者		鉄道警察隊 (<input type="checkbox"/> 本隊 <input type="checkbox"/> 文駐隊) 階級 氏名				
被引継ぎ取扱者		警察署 課 (係) 階級 氏名				
被疑者 (犯罪少年等を含む。)		住居 職業 氏名 明・大・昭 年 月 日生 (歳) ほか 人				
被害者 (被保護者を含む。)		住居 職業 氏名 歳ほか 人				
引継ぎ書類等	書類	<input type="checkbox"/> 被害届 通 <input type="checkbox"/> 実況見分調書 通 <input type="checkbox"/> 捜査報告書 通 <input type="checkbox"/> 任意提出書・領置調書 通 <input type="checkbox"/> 逮捕手続書 通 <input type="checkbox"/> 供述調書 通 <input type="checkbox"/> 被害記録資料 通 <input type="checkbox"/> 少年補導票 通 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	証拠品	品目 数量				
	鑑識資料	指紋		足跡		その他
検挙状況	日時	月 日 午 前後 時 分				
	端緒	<input type="checkbox"/> 現逮 <input type="checkbox"/> 緊逮 <input type="checkbox"/> 任意				
	検挙者	鉄警隊		鉄警隊以外		